

第
4546
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 8月13日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

東日本大震災以後における財産評価

Q：東日本大震災以後に相続により取得した被災家屋の評価方法が明らかにされたようですが、どのような内容なんですか？

A：固定資産税評価額が付されていない家屋の評価方法が明確化されました。

【解説】

さきごろ、国税庁から東日本大震災以後に相続により取得した被災家屋の評価方法が明らかにされました。

内容は次のとおりです。

- ①固定資産税評価額が付されている場合
被災家屋に固定資産税評価額が付されている場合は、その価額が被災状況等が反映されたものになっていることから、原則どおり、固定資産税評価額により評価します。
- ②固定資産税評価額が付されていない場合
条例等に基づき固定資産税が免除されている被災家屋には、固定資産税評価額が付されていない場合があります、この場合には、次の算式により評価することになります。
その家屋の震災の発生直前の固定資産税評価額（平成23年度の評価額(A)）－((A)×被災家屋に係る固定資産税の軽減又は免除の割合)＝被災家屋の評価額
注)震災直後から課税時期までに修理、改良等を行っている場合には、その費用原価の70%相当額を加算します。
なお、平成24年分の固定資産税が2分の1減額される被災家屋については、原則どおり、その固定資産税評価額により評価します。

